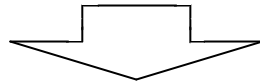


小笠原諸島振興開発審議会における議論の論点整理

(1) 自立的発展に向けた取り組み

自立に向けた施策を進める中で、小笠原にしかできないこと、小笠原だからできることを視点として、小笠原村の特性を生かした自立振興策を構築していきたい。



小笠原の「自立的発展」を図るため、地域の自助努力とともに、振興施策による支援をもってその実現を目指す。

(2) 小笠原の特殊事情による不利性及び課題の克服

地理的に離れているということで、遠隔性はかなり特別であり、だからこそ経済水域や自然が多く、非常に特別な存在である。かつ国境に位置する。大戦中はいろいろなことを島民に強制をした。そういうことを考えると、それに対する配慮は必要ではないか。一般に条件不利地域というカテゴリーで言って良いものか。小笠原に行くのは往復6日掛かる。往復6日掛かるところは、世界中にまずないと言ってもいいような状況であり、一番遠いところになってしまっている。

国内で沖縄本島を含む本土間の交通アクセスが毎日確保されていないのは小笠原だけではないか。

法律の目的に島民の定住と生活の安定と言うことがあるが、例えば物価が6割高だというのに、この法律に基づく施策がほとんどない。

法目的の一つに帰島促進があるが、その成果は十分ではない。小笠原が沖縄・奄美と異なるのは戦後の25年間に及ぶ帰島できなかった期間の存在。旧島民も高齢化が進み、新たな帰島がほとんどない中で、あらためて旧島民の帰島促進を考える必要がある。

島外の人のためという視点を置くにしても、やはり小笠原で定住できるという条件があり、定住している人が相当数いるからこそ島外の人も楽しめる。

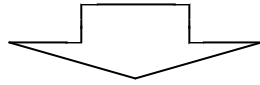
これからは医療とか、福祉とか、あるいは教育というソフト面にかなり傾斜した施策展開が必要になってくる。

小笠原には人が住んでいることを忘れないで欲しい。手付かずの自然を残すところと、人が住んでいるところと、メリハリが重要である。

離島の場合は情報通信手段を整備すれば、時間的・地理的な距離感というかハンデキャップを克服できるのではないか。

高齢になっても、いずれは故郷に戻りたいという旧島民がいる限り、旧島民対策は欠かすことはできない課題と認識している。

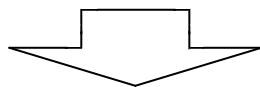
小笠原の住民は、物流、医療など、よく我慢していると思う。「不利性」という用語以前の問題という認識を持つべき。航空路は必須。



小笠原諸島は本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲地帯であり、航空路が開設されていないため本土との交通通信及び物流が極めて不便であるとともに、島民が戦後すぐには帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情を抱えており、経済・生活面における豊かな地域社会を実現するためには、これら特殊事情による「不利性及び課題を克服」するとともに、高齡化、高度情報化の進展など社会経済情勢の変化を踏まえ、島民が安心して暮らせる生活環境の整備を図る必要がある。

(3) 国家的・地球的役割の再評価と地域の優位性の発揮

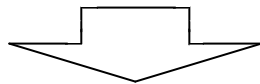
太平洋上で漁船に事故があったような場合に、小笠原が一体どのような役割を果たすことができるのかということは、一つの大きな問題ではないか。だからこそ、我が国にとっての小笠原と言う観点があるのではないか。
小笠原には多くの固有種があって世界的に貴重であるならば、世界遺産への登録も議論したらどうか。
小笠原が持つ領海の意味、海洋資源、海洋の可能性など計画に組み入れることができなだろうか。
小笠原は極めて隔絶された地域であるが、マイナス面を如何に減らすか。同時にどうプラスに転換するのか。そのためには価値観の変換が必要。「太平洋のヘソ」としてというか、これまでとは別なアプローチから新たな価値を見出すことが大事。



本土から遠く離れた地理的状況にあるが、我が国にとって特殊かつ重要な地位を占める地域であると考えられることから、今後は、この地域固有の自然環境等が有する「国家的さらには地球的ともいえる役割」を生かし、国を超えた規模での交流促進、研究機能の充実強化などに繋げていくことが重要である。

(4) 自立的経済社会構造の構築

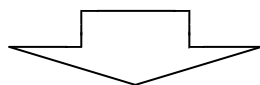
観光を含めた産業振興など、島民の生業づくりについてはこれからもバックアップが必要であろう。
地産地消という発想は大事。観光・漁業・農業という連携がどうしても必要である。
インフラは生かせないと意味がないので、インフラを生かすという意味も含めて、ソフトを軸とする計画を考えたらどうか。
単純な水産業ではなかなか成り立たないとすると、「観光漁業」という方向も少し色濃く出すべきではないか。
観光振興というのは地域づくりの総仕上げのような感じがする。観光振興を目標にすることは、まず誇るべき生活、文化がそこになければならない。
観光と農業、観光と漁業というような2者間以外に、加工業や流通業との連携が必要。



これまで整備された基盤を生かし、観光産業を中心とした産業間の連携を強化し、地域の資源と創意工夫を生かした産業の振興を図り、地域経済社会の「自立的経済社会構造」への転換を進める必要がある。

(5) 地域の自主的・主体的な島づくりの促進

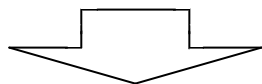
基盤整備が進み、相応の成果は上がったが、残された課題の解決と整備された基盤を最大限に活かしていくことが重要。そのためには、まず島民が最大限の努力をすることが肝要である。
パブリックコメントという制度があるが、村民の気持ちやアイデア、観光客のアイデアを聞いてみてはどうか。小笠原の住民だけでなく、日本中の人に考えてもらう工夫もあるのではないか。
観光は、観光客のためだけではなく、地域住民が誇りを持ってそこに住み続けていくための一助でもある。地域住民がまちづくり、島づくりに参画していく中で観光というようなことを考えたらどうか。
ソフトウェア中心の開発を考える場合は、それができる人材が必要。人材の確保又は人材の育成を考える必要がある。



地域住民の意思を地域振興に反映させるため、地域住民の参画の下、地元発意による地域の個性と地元の創意を生かした「自主的・主体的」な島づくりを推進するとともに、その担い手となる人材を育成する。

(6) 総合的・戦略的な施策の展開

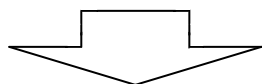
小笠原の島民が幸せになるためにはどうすればいいのか。「事」を考えてから「物」を考えていくという過程で、ハード・ソフトのあり方を検討すべき。事業は総花的で満遍なくやるよりも、ポイントを絞りカラーをつけて将来見通しを明らかにして、カラフルなものをつくって欲しい。公共事業は継続的にやらなければならないということはわかっているが、重点を置く必要がある。来年はこうする、2～3年のうちにこういうものを整備するなど。次々と目標を置いてやっていかないといけない。「ハードからソフトへ」「ソフト重視」と言われるが、どのようなものを考えるのか。ソフトの中身は何なのか。いろいろと考えていく必要がある。特別措置法の延長に賛成だが、延長して何をするのかが重要。具体的なターゲット、目標値をイメージして議論することが必要。



小笠原の具体的な将来像を見据えた振興を図るため、振興事業はもとより、地元の自主的な取り組みも含め、ハードとソフトを一体的に活用して「総合的・戦略的」に施策を展開する。

(7) 小笠原の特性を生かした産業振興施策の展開

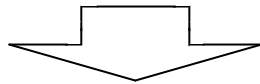
小笠原諸島は日本の大変な財産であり、エコツーリズムの世界的な適地。非常に質の高い観光事業が可能な力を持っている。観光利用と環境保全という、従来ならば対立すると言われている2つのものをいかにうまく調整しながら進めるかというコンセプトは興味深い。農業政策については、一般的な政策ではなく、ヨソでは作っていない地域特産物を考えていくことが必要である。自然がきれいなだけでなく、日本的なふれあい、民俗的な魅力、イベントが欲しい。



小笠原の隔絶性に起因する固有の文化や稀少な自然環境を優位性として活用し、これらとの共生を図るなど、小笠原独自の施策を創出し、地球規模での交流を促進することにより「小笠原の特性」を生かした新たな産業振興施策を創造する。

(8) 特別の支援措置

小笠原ほど遠い場所はない。時間的な距離とアクセス頻度が解決すれば離島振興法との一本化の話も出るだろうが、現状ではそうはならない。時限法は本来サンセット方式。しかし小笠原特措法は継続する必要がある。議会に対して胸を張って説明して欲しい。法延長は必要だが、単なる延長ではなく、これまでの35年間を振り返るべき。



小笠原諸島の自立的発展のため、今後も引き続き特別の措置を講じていくことが必要である。

小笠原諸島における今後の振興方策について

- 審議会における意見のまとめ -

- 1 昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、豊かで生きがいのある地域社会の実現のための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの諸施策は、国の特別措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。
- 2 しかしながら、小笠原諸島は本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲地帯であり、本土との交通通信が極めて不便であるとともに、島民が戦後すぐには帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的の特殊事情を抱えており、これら特殊事情による不利性及び課題を克服するとともに、高齢化、高度情報化の進展など社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも島民が安心して暮らせる生活環境の整備を図る必要がある。
- 3 一方、小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3分の1を確保していること、同諸島周辺海域を航行する船舶にとって緊急時の重要な寄港地であることなどの国家的役割がある。また、固有の動植物をはじめ、絶滅の恐れがある稀少種が数多く存在するなど、自然環境面においても極めて貴重な地域である。これらは、これまで不利性として捉えられてきた地理的、自然的条件に起因するものと考えられるが、視点を変えれば他の地域にはない魅力と資源であることから、我が国にとって特殊かつ重要な地位を占める地域であると考えられる。

- 4 今後とも生活環境の整備を図るとともに、この地域の地理的な位置、固有の自然環境等が有する国家的さらには地球的ともいえる役割を生かし、国を超えた規模での交流促進、産業振興、研究機能の充実強化などに発展させていくことが重要である。特に、これまで整備された基盤を生かし、観光産業を中心とした産業間の連携を強化し、地域の資源と創意工夫を生かした産業の振興を図り、自立的経済社会構造への転換を進める必要がある。
- 5 このためには、地域住民の意思を地域振興施策に反映させる必要があることから、地域住民の参画の下、地元の発意と創意を生かした、主体的な地域づくりを推進するとともに、その担い手となる人材の育成が求められる。
- 6 また、小笠原諸島の特性を生かしたこのような地域の主体的な取り組みを国及び東京都が支援し、地域の抱える諸課題の克服と将来の発展に向けた振興を図るため、ハードとソフトを一体とした総合的な施策の展開が必要である。
- 7 以上のような施策を展開するためには、不利性を克服しつつ、「優位性への転換と自立的発展」を基本とする法的枠組みの下で、各種施策を効果的に実施することが必要であり、これにより、住民が安心して暮らせる活力に満ちた地域社会の実現と国民の利益の増進が図られるものとする。
- 8 よって政府は、以上の諸点を勘案し、関係地方公共団体と協力して、平成16年度以降の小笠原諸島の振興のため、新たな計画の下、これに基づく事業の実施など特別の措置を積極的に講じていくべきである。